

愛知県環境影響評価審査会西知多ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 2019（令和元）年8月1日（木）午後3時から午後3時40分まで
 - 2 場所 自治センター 4階 大会議室
 - 3 議事
 - (1) 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - (2) その他
 - 4 出席者
 - (1) 委員
酒巻部会長、片山委員、佐野委員、武田委員、二宮委員、葉山委員（以上6名）
 - (2) 事務局
環境局：
小野技監、酒井環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任
その他：
関係課職員 6名 （以上14名）
 - (3) 都市計画決定権者及び事業者等
7名
 - 5 傍聴人
なし
 - 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 会議録の署名について、酒巻部会長が二宮委員と葉山委員を指名した。

ア 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

 - ・ 資料2の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、酒巻部会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。
 - ・ 資料2及び資料3について、事務局から説明があった。
- <質疑応答>
- 【片山委員】前回の部会において指摘した資料「準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解について」の33ページの75番及び76番について、悪臭の予測結果を正直に記載すべきとの意見に対す

る都市計画決定権者の見解として、意見を踏まえて修正するとのことであった。このことについて、部会報告(案)に反映されていない理由は何か。

【事務局】部会報告(案)については、地域特性や事業特性を踏まえつつ、本事業による環境への影響が特に懸念される項目について記載すべきの方針の下で整理している。指摘の点については、都市計画決定権者の見解において評価書で修正すると示しており、部会報告(案)においては盛り込んでいない。

- ・ 報道関係者の退出後、議事を再開し、希少な動植物の位置情報に関する審議を行った。
- ・ 資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【葉山委員】ワスレナグモの生息に配慮し、その内容を評価書に記載するとのことだが、是非そのようにしてもらいたい。部会報告(案)の「3 動物」の3行目において、「緑地の創出に当たっては、専門家の助言を踏まえて適切に実施すること」とある。本事業において求める措置は、ワスレナグモという特定の種に対する対応が重要であることから、「クモ類の専門家」と明記しなくても良いか。

【事務局】指摘のとおり、ワスレナグモについては、クモ類の専門家に助言を求めるべきであると考えている。部会報告(案)の1行目では、「ワスレナグモを含む動物への影響が懸念される」としており、草地を含む緑地環境には、クモ類だけでなく、それ以外の動物も生息していることから、3行目の専門家についてもクモ類以外の専門家も想定し、限定した表記としていない。

【葉山委員】部会報告(案)の専門家の記述については承知した。また、

クモ類の専門家の助言を踏まえて、保全措置として有効であれば、事業者として実行可能な範囲で実施を検討してもらいたい。

【事務局】指摘のとおり、クモ類の専門家の助言を踏まえ、

有効な環境保全措置かどうかを確認した上で実施するよう、事業者を指導したい。

【片山委員】部会報告(案)の「3 動物」における「専門家の助言を踏まえて」の記述について、昆虫類についても含まれているか。

【事務局】「ワスレナグモを含む動物への影響が懸念される」としており、動物には、クモ類以外の昆虫類等も含まれている。したがって、クモ類や昆虫類等の専門家に助言を求め、動物に配慮した緑地の創出が検討されるものと考えている。

- ・ 報道関係者の再入室はなかった。

【酒巻部会長】事務局から説明のあった部会報告(案)について、特段、修正を要する意見はないため、この案のとおり部会報告としてよろしいか。
(委員から意見等はなし)

- ・ 資料3の「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての部会報告（案）」を、そのまま部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会